

平成24年度の保険料の 軽減措置について

後期高齢者医療制度では、所得の低い方やこれまで保険料を自分で支払っていなかった被扶養者だった方の保険料が軽減されます。

※保険料の軽減措置の内容は平成23年度と同じです

● 所得の低い方の軽減

① 均等割額

所得が低い方は、均等割額が世帯の世帯主と制度加入者(被保険者)の所得の合計額に応じて、それぞれ、9割、8.5割、5割、2割軽減されます。

世帯主が制度加入者(被保険者)でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象になります。



■ 対象・軽減内容

対象	軽減割合
1 【基礎控除額(33万円) + 35万円 × 被保険者の数】を超えないとき	2割軽減
2 【基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)】を超えないとき <small>※単身世帯は対象外</small>	5割軽減
3 基礎控除額(33万円)を超えないとき 8.5割軽減に該当し、世帯内の制度加入者(被保険者)全員の所得金額(公的年金の所得は控除額を80万円として計算)が0円となる世帯	8.5割軽減 9割軽減

② 所得割額

■ 対象・軽減内容

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下(年金収入で153万円~211万円)の方は、所得割額が5割軽減されます。

● 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

■ 対象・軽減内容

後期高齢者医療制度加入の前日に、健保組合、共済組合、船員保険など被用者保険(国民健康保険及び国民健康保険組合は対象になりません)の被扶養者であった方は、所得割額はかからず、均等割額も9割軽減されます。

お問い合わせ 資格保険料課 ☎043-308-6768